

令和 8 年度
大町地域づくり協議会総会

令和 8 年 7 月 3 0 日（木） 1 9 : 0 0

大 町 公 民 館

総会次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議 事

(1)議案第1号 令和7年度事業報告について

(2)議案第2号 令和7年度決算報告について

(令和7年度監査報告)

(3)議案第3号 令和8年度事業計画(案)について

(4)議案第4号 令和8年度収支予算(案)について

5 その他

6 閉 会

令和7年度事業報告

【活動実績】

1. 各種会議の開催
 - ・ 総会（6/19）
 - ・ 全体会（9/10）・臨時総会（3/19）
 - ・ 役員会（4/30、2/24）
 - ・ 有志の会（8/8）・打合せ会（9/4）
 - ・ 意見交換会（5/8）
2. 各種調査の実施
 - ・ 課題及び要望調査
3. 協議会ホームページの管理・運営
 - ・ 協議会活動の報告、地域行事等の情報発信（随時）
4. 協議会構成団体が実施する類似事業の調整及び団体間の連携の促進
 - ・ 西の川原自治会(武丈会)
5. 大町小学校人権同和教育講演会
 - ・ 9/30、大町小学校児童・PTA・地域住民参加の講演会
6. とうど祭り、梅まつり観梅会の開催
 - (1)梅まつり観梅会の開催
 - ・ 梅林園のぼり、提灯の設置（2/8）
 - ・ 大町梅まつり観梅会の開催（2/8～3/1）最終日、テント設置
 - ・ のぼり、提灯の撤収(3/1)
 - (2)とうど祭りの開催
 - ・ とうどの竹切り(12/21)
 - ・ とうど組み立て（1/4）
 - ・ とうど祭り前日準備（1/10）
 - ・ とうど祭り（1/11）

議案第2号

令和7年度収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
市補助金	719,400	662,091	▲ 57,309	西条市個性豊かな地域づくりモデル事業交付金
その他の収入	0	30,000	30,000	大町社会福祉協議会行事協賛金
合計	719,400	692,091	▲ 27,309	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
報償費	0	185,000	185,000	講演会謝金、行事協力謝礼
旅費	0	0	0	
需用費（食糧費）	10,000	98,139	88,139	お茶代等
需用費（消耗品費）	2,096	56,036	53,940	事務用品、コピー用紙代等
役務費（印刷製本費）	50,000	0	▲ 50,000	資料コピー代
役務費（通信運搬費）	59,304	45,936	▲ 13,368	ホームページ用Wi-Fi機器使用料
役務費（手数料）	5,000	101,960	96,960	各種手数料、作業費等
委託料	143,000	143,000	0	ホームページ保守管理料
備品購入費	0	0	0	
使用料及び賃借料	200,000	62,020	▲ 137,980	トラック、高所作業車等
予備費	250,000	0	▲ 250,000	とうど祭り、梅まつり
合 計	719,400	692,091	▲ 27,309	

収入総額 749,400円（719,400円＋30,000円）

支出総額 692,091円

差引残額 57,309円（西条市返金額）

監 査 報 告

令和7年度「大町地域づくり協議会」の会計帳簿並びに
関係書類について、監査をいたしました結果、適正に処理
されていたことを、ご報告申し上げます。

令和 8 年 7 月 27 日

監事 一色 千草 (印)

監事 元 山 明 (印)

議案第3号

令和8年度事業計画

1 スローガン

「未来を描こう！みんなの大町」

2 基本目標

- (1) 暮らしを楽しみ活気と笑顔が溢れる大町
- (2) 住民同士が親しみを感じ多様な世代が交流する大町
- (3) 子ども達の成長と郷土愛を育む大町
- (4) 自然や環境を守り次世代へ繋げる大町
- (5) 住民の安全を守り皆が安心して暮らせる大町

3 主な事業計画

- (1) 各種会議の開催（総会・役員会・代表者会など）
- (2) 各種調査の実施（団体調書、アンケート調査など）
- (3) 協議会ホームページの管理・運営
- (4) 協議会構成団体が実施する類似事業の調整及び団体間の連携の促進
- (5) 若手人材の発掘及び育成
- (6) コミュニティスクールへの参加・協力（登下校の見守り）
- (7) 先進地視察研修（五十崎視察研修 5月頃）
- (8) とうど祭りの開催（1月10日）
- (9) 梅まつりの開催（2月上旬）
- (10) その他基本目標の達成に必要な事業

令和8年度収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	令和7年度 予 算 額	令和8年度 予 算 額	比較増減	摘 要
市補助金	719,400	716,800	▲ 2,600	
その他の収入	0	0	0	
合計	719,400	716,800	▲ 2,600	

(支出の部)

(単位：円)

区 分	令和7年度 予 算 額	令和8年度 予 算 額	比較増減	摘 要
報償費	0	20,000	20,000	
旅費	0	20,000	20,000	
需用費（食糧費）	10,000	20,000	10,000	お茶代等（各種会議）
需用費（消耗品費）	2,096	30,800	28,704	事務用品
役務費（印刷製本費）	50,000	10,000	▲ 40,000	資料コピー代
役務費（通信運搬費）	59,304	48,000	▲ 11,304	ホームページ用Wi-Fi機器使用料
役務費（手数料）	5,000	5,000	0	振込手数料
委託料	143,000	143,000	0	ホームページ保守管理料
備品購入費	0	10,000	10,000	
使用料及び賃借料	200,000	200,000	0	視察研修バス借上げ料
予備費	250,000	210,000	▲ 40,000	
合 計	719,400	716,800	▲ 2,600	

大町地域づくり協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、大町地域づくり協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、『より住みやすく、より明るく豊かな大町』を目指し、より多くの住民の参加のもと、地域で活動する団体同士が横につながることによって連携し、地域にとって本当に必要なことを話し合い、地域課題の解決に向けて取り組むことで、大町で暮らす住民が「大町に住んで良かった」、「大町に住み続けたい」と心から思える地域の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の声の集約及び住民ニーズの把握に関する事
- (2) 地域課題の発見及び共有に関する事
- (3) 地域のやるべきこと及び目指す姿の明確化に関する事
- (4) 多様な主体が活躍できる場の提供に関する事
- (5) 地域活動への参加促進に関する事
- (6) 地域人材の発掘及び育成に関する事
- (7) 地域で活動する各種団体の連携促進に関する事
- (8) 地域で活動する団体の組織・活動の効率化及び負担軽減に関する事
- (9) 話し合いの場の提供及び充実に関する事
- (10) 地域住民の主体性や自主性を育む学習機会の提供及び充実に関する事
- (11) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、活動を推進するために入会した大町地区の団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第5条 本会に入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員を選任等)

第9条 役員は、総会において正会員を代表する者の中から選任する。

- 2 監事は、会長、副会長及び会計を兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 監事を除く役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令又は本会の会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(事務局)

第12条 本会に、事務局長その他の事務局を置く。

- 2 事務局長その他の事務局は、会長が任免する。

(総会の種類、構成等)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、正会員である団体を代表する者をもって構成する。

(総会の権能)

第14条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任
- (5) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第10条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長等)

第17条 総会の議長は、会長をもって充てる。

- 2 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

(役員会の構成)

第19条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第20条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 会員の入会に関する事
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催等)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 会長は、監事を除く役員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その日から30日以内に役員会を開催しなければならない。
- 3 役員会には第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員」とあるのは、「監事を除く役員」と読み替えるものとする。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則)

第23条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、本会設立の日（令和元年7月26日）から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和3年4月1日以降最初に開催された総会が終了するまでとする。

(令和8年度) 大町地域づくり協議会正会員名簿

NO	団 体 名	代表者の役職	代 表 者	備考
1	西条地区防犯協会大町支部	支 部 長	坂 東 君 良	会長
2	大町連合自治会	副 会 長	高 橋 康 壽	副会長
3	西条交通安全協会大町支部	支 部 長	高 橋 章 哲	
4	西条市社会福祉協議会大町支部	支 部 長	木 藤 清	
5	大町青少年健全育成協議会	会 長	塩 崎 雅 得	
6	西条市消防団大町分団	分 団 長	橋 本 省 吾	
7	大町連合自治会兼大町婦人会	会 長	一 色 千 草	監事
8	大町福寿会	会 長	仙 波 章	
9	株式会社レクザム西条工場	工場長代理	西 川 陽 一	副会長
10	マルナカ西条店	店 長	山 崎 剛 士	
11	えひめ未来農業協同組合西条川東支所	支 所 長	元 山 明	監事
12	大町小学校	校 長	平 塚 誠 二	副会長
13	大町小学校PTA	会 長 新	田 坂 恭 佑	
14	西条南中学校	校 長	宇 野 嘉 則	
15	西条農業高等学校	校 長 新	白 方 良 憲	
16	大町幼稚園	理 事 長	前 田 泰 良	会計
17	大町保育園	理 事 長	前 田 泰 良	
18	大町会館運営協力委員会	代 表	藤 友 弘 子	
19	大町地区民生児童委員協議会	会 長	丹 貞 子	
20	大町公民館利用サークル会	代 表	藤 田 正 一	
21	西条警察署（駅前交番）	地 域 課 長 新	藤 岡 信 行	
22	医療法人愛寿会 西条愛寿会病院	理 事 長	内 田 伸	
23	大町連合自治会	顧 問	塩 出 將 太 郎	
24				